

事業主 各位

出版健康保険組合  
理事長 高井 昌史  
( 公 印 省 略 )

## 短時間労働者に対する健康保険の適用拡大のご案内について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 9 月 26 日付出版健保 4 管発第 8 号「健康保険事務取扱の一部改正について」にてご案内のとおり、令和 6 年 10 月 1 日より短時間労働者の資格要件の拡大が実施されますので、下記のとおりご案内いたします。

### 1. 短時間労働者の資格要件の拡大について

現在は、被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 100 人を超える事業所で働く短時間労働者は社会保険の加入対象となっておりますが、この加入要件がさらに拡大され、令和 6 年 10 月より被保険者（短時間労働者を除く）が常時 50 人を超える事業所で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

令和 6 年 10 月以降、新たに特定適用事業所に該当する事業所で、短時間労働者が被保険者になる場合は「被保険者資格取得届」及び「特定適用事業所該当通知書（写し）」(※)のご提出をお願いいたします。

※ 特定適用事業所に該当する事業所は、日本年金機構より「特定適用事業所該当通知書」が令和 6 年 10 月上旬に送付されます。

### <ご確認ください>

現在パートやアルバイトをされている被扶養者の方で、本改正により被用者保険の適用に該当する場合がございます。その場合は、お勤め先が加入する健康保険の被保険者本人として加入することになります。よって、当組合の被扶養者資格は喪失いたしますので、すみやかに脱退の手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先 業務部 適用課 TEL：03-3292-5005  
大阪支部 業務課 TEL：06-6944-4300